

随意契約（相手方指定）調書

件名	備品購入契約（スカイサイクル リチウムイオンバッテリー）	No.5200451
工（納）期	令和7年6月20日	
契約締結日	令和7年5月14日	
契約金額	3, 174, 600円（消費税込み）	

契約相手方	泉陽興業株式会社 東京支店 (法人番号：8120001038672)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	備品購入契約(スカイサイクル リチウムイオンバッテリー)
指定業者 (案)	名 称 泉陽興業株式会社 東京支店 所在地 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番14号 泉陽SYビル 代表者 支店長 高島 省吾
指定理由	本件は、荒川遊園のスカイサイクルにおけるリチウムイオンバッテリーの備品購入契約である。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 【製品指定について】 ・製品名: 泉陽興業株式会社製リチウムイオンバッテリー SC - 33Ah 上記バッテリーはスカイサイクルのメーカーである上記業者が設計、製造している専用品であるため、汎用品のバッテリーは使用することができず、また、同等品を製作している他のメーカーも存在しないため、製品指定は妥当であると考えられる。 【相手方指定について】 上記バッテリーを設計、製造している上記業者はスカイサイクルを含む荒川遊園大型遊戯施設5機種の納入メーカーである。また、令和3年度から保守管理業務を受託し、その履行状況は優良であり、納入製品に万が一異常や不具合があった場合にも迅速な交換等の対応が可能である。 上記業者は指定製品の製造業者であるため、最短かつ確実な納品作業が可能であることから、当相手方指定は妥当であると考えられる。 以上の理由から、購入製品を指定のうえ、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定: 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)